

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成20年8月6日20循環第649号、第650号及び第670号並びに平成20年12月11日20循環第1267号でそれぞれ行った部分開示決定（以下平成20年8月6日20循環第649号を「本件決定1」、平成20年8月6日20循環第650号を「本件決定2」、平成20年8月6日20循環第670号を「本件決定3」、平成20年12月11日20循環第1267号を「本件決定4」、これら4件の決定をまとめて「本件決定」という。）により非開示とした部分のうち、別表「非開示情報と審査会の判断」の「審査会の判断」欄において「開示」とした部分は開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

(1) 平成21年3月16日20循環第723号による諮問案件

異議申立てに係る対象公文書は、「大牟田リサイクル発電事業に係る改訂長期事業計画（平成19年度に大牟田リサイクル発電事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）において策定されたもの）」（以下「本件公文書1」という。）である。

実施機関は、本件公文書1について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第2号（事業情報）に該当する部分があるとして、本件決定1を行った。

(2) 平成21年3月16日20循環第724号による諮問案件

異議申立てに係る対象公文書は、「大牟田リサイクル発電事業運営協議会設置要綱」（以下「本件公文書2」という。）、「RDFの供給及び処理委託に関する契約書」（以下「本件公文書3」という。）、「RDFの供給及び処理委託に関する協定書」（以下「本件公文書4」という。）及び「平成17年度～平成19年度の運営協議会議事メモ等」（以下「本件公文書5」という。）である。

実施機関は、本件公文書2について、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当する部分があるとして、また、本件公文書3及び4について、同項第2号に該当する部分があるとして、さらに、本件公文書5について、同項第1号、第3号（審議・検討等情報）及び第4号（行政運営情報）に該当する部分があるとして、本件決定2を行った。

(3) 平成21年3月16日20循環第725号による諮問案件

異議申立てに係る対象公文書は、「大牟田リサイクル発電株式会社第10回定時株主総会議案書」（以下「本件公文書6」という。）である。

実施機関は、本件公文書6について、条例第7条第1項第1号及び第2号に該当する部分があるとして、本件決定3を行った。

(4) 平成21年3月16日20循環第1599号による諮問案件

異議申立てに係る対象公文書は、「平成21年度単年度事業計画案」（以下「本件公文書7」という。）及び「平成20年度改訂長期事業計画案」（以下「本件公文書8」という。）である。

実施機関は、本件公文書7及び8について、条例第7条第1項第2号及び第3号に該当する部分があるとして、本件決定4を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 平成21年3月16日20循環第723号による諮問案件

ア 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定1の取消しを求めるというものである。

イ 異議申立ての経過

- (ア) 平成20年7月16日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求を行った。
- (イ) 平成20年8月6日付けで、実施機関は、本件決定1を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (ウ) 平成20年8月7日付けで、異議申立人は、本件決定1を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。
- (エ) 平成20年8月19日付けで、実施機関は、異議申立書の記載内容に不備があったため行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第21条の規定により、異議申立人に対し補正命令を行った。
- (オ) 平成20年8月25日付けで、実施機関は、異議申立人の補正書を受領した。

(2) 平成21年3月16日20循環第724号による諮問案件

ア 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定2のうち、電源開発（株）又は大牟田リサイクル発電（株）（以下「ORP」という。）の課長以上の役職者でない者の個人名を非開示とした部分を除いた部分の取消しを求めるというものである。

イ 異議申立ての経過

- (ア) 平成20年7月17日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求を行った。
- (イ) 平成20年8月6日付けで、実施機関は、本件決定2を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (ウ) 平成20年8月7日付けで、異議申立人は、本件決定2を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。
- (エ) 平成20年8月19日付けで、実施機関は、異議申立書の記載内容に不備があったため法第21条の規定により、異議申立人に対し補正命令を行った。
- (オ) 平成20年8月25日付けで、実施機関は、異議申立人の補正書を受領した。
- (カ) 平成20年9月30日付けで、実施機関は、補正書の記載内容に不備があったため法第21条の規定により、異議申立人に対し補正命令を行った。

(キ) 平成20年10月2日付けで、実施機関は、異議申立人の補正書を受領した。

(3) 平成21年3月16日20循環第725号による諮問案件

ア 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定3のうち、「借入先」のうち電源開発(株)を除く民間金融機関名及び監査役個人の印影を非開示とした部分を除いた部分の取消しを求めるというものである。

イ 異議申立ての経過

(ア) 平成20年7月23日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求を行った。

(イ) 平成20年8月6日付けで、実施機関は、本件決定3を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(ウ) 平成20年8月7日付けで、異議申立人は、本件決定3を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

(エ) 平成20年8月19日付けで、実施機関は、異議申立書の記載内容に不備があったため法第21条の規定により、異議申立人に対し補正命令を行った。

(オ) 平成20年8月25日付けで、実施機関は、異議申立人の補正書を受領した。

(カ) 平成20年9月30日付けで、実施機関は、補正書の記載内容に不備があったため法第21条の規定により、異議申立人に対し補正命令を行った。

(キ) 平成20年10月2日付けで、実施機関は、異議申立人の補正書を受領した。

(4) 平成21年3月16日20循環第1599号による諮問案件

ア 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定4の取消しを求めるというものである。

イ 異議申立ての経過

(ア) 平成20年11月26日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第6条第1項の規定に基づき本件公文書の開示請求を行った。

(イ) 平成20年12月11日付けで、実施機関は、本件決定4を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(ウ) 平成20年12月15日付けで、異議申立人は、本件決定4を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

本件公文書1から8までにおける非開示情報は、別表項目番号1から20までのとおりであるが、これらについての異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号(個人情報)該当性

ア 別表項目番号3及び9について

個人情報だからといって、直ちに非開示にしてよいという話ではない。開示することによって個人にどのような不利益がもたらされるか勘案して判断されなければならない。

イ 別表項目番号 11 及び 12 について

議案書に記載された生年月日や学歴を開示することにより、該当の者に害が及ぶとは考えらず、非開示とするのは認められない。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号 (事業情報) 該当性

ア 別表項目番号 1、15 及び 18 について

総務省通知によると、地方公共団体は第三セクターの健全な運営の確保に万全を期し、もって住民の信頼に応えていくことが不可欠としており、また、県条例の本旨を踏まえれば、資金計画は第三セクターの経営状態を確認するために必要欠くべからざる情報である。営業上のノウハウに関する情報との理由で非開示とする項目ではあり得ず、また、社会通念上秘匿する必要があると認められるとも到底言えない。

イ 別表項目番号 2、16 及び 19 について

金融機関名の開示は求めないので、開示しても金融機関の利益等を損ねるおそれはない。ただし、該当機関が電源開発 (株) である場合は、第三セクターの大株主として情報開示の義務を免れないため、社名を非開示することは認められない。

経営の健全化を示す指標である DSCR は、1.05 を下回ると RDF 処理委託料の引き揚げにつながる可能性が高いことから、事業計画の根幹をなす情報であり、開示を求める。

ウ 別表項目番号 4 について

該当機関が電源開発 (株) である個所については、第三セクターの大株主として情報開示の義務を免れない。

エ 別表項目番号 5 及び 6 について

第三セクターの経営形態を把握する上で必要な情報であり、営業上のノウハウに関する情報とは認められない。

オ 表項目番号 7 及び 8 について

特に主張なし。

カ 別表項目番号 13 及び 14 について

(4 (2) ア及び 4 (2) イ前段と同じ主張)

(3) 条例第 7 条第 1 項第 3 号 (審議・検討等情報) 該当性

ア 別表項目番号 10 について

本来、運営協議会は、市町村のゴミ処理費に直結する議題を討議する場であることから、議会や委員会と同様、参加自治体の住民に公開されて然るべき、公の討議の場である。よって運営協議会の議事録は開示を拒むことはできない。

イ 別表項目番号 17 及び 20 について

事業計画案は自治体などの「予算案」に相当するもので、本来は自動的に積極開示されるべき情報である。

(4) 条例第 7 条第 1 項第 4 号 (行政運営情報) 該当性

ア 別表項目番号 10 について

運営協議会は内部協議ではなく、会議での発言は正式かつ公的なものである。し

たがって、議事録は開示を拒むことはできない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性

別表項目番号3、9、11及び12について

個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、条例第7条第1項第1号イからニまでのいずれにも該当しないため、非開示としたものである。

(2) 条例第7条第1項第2号（事業情報）該当性

ア 別表項目番号1、5、6、15及び18について

ORPの営業のノウハウに関する情報、経営戦略・方針、資金調達能力及び経営の状況が明らかとなるもっぱら法人内部の情報であって社会通念上秘匿する必要があると認められる。

イ 別表項目番号2、16及び19について

ORPに貸付を行っている金融機関等の営業上のノウハウに関する情報であり、条例第7条第1項第2号に該当するため非開示としたものであって、「必要欠くべからざる情報である」と述べたからといって、判断が覆されるものではない。

異議申立人は、同人が提出した平成20年7月16日付けの公文書開示請求書においても、同年8月7日付けの異議申立書においても、本件事業計画のすべての開示を求めており、金融機関名の開示は求めないから金融機関の利益等を損ねるおそれはないとする異議申立人の主張に合理性はない。

条例上、第三セクターに出資している法人等について、出資していない法人等に比べて「情報開示の義務」を加重する旨の規定は一切なく、第三セクターの大株主として情報開示の義務を免れることはできないとの異議申立人の主張にも理由がない。

DSCRの設定には金融機関のノウハウが大きく影響しており、非開示情報に該当する。

ウ 別表項目番号4について

条例上、第三セクターに出資している法人等について、出資していない法人等に比べて「情報開示の義務」を加重する旨の規定は一切ない。

エ 別表項目番号7及び8について

事業者が営業上使用する印章のうち、代表者印など取引上重要性が認められる印影である。

オ 別表項目番号13について

ORPにとっては資金調達に関する情報であって、もっぱら法人内部の情報で社会通念上秘匿する必要があると認められ、また、借入先の法人等にとっては営業上の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要があると認められる内部情報である。

カ 別表項目番号14について

営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要があると認められる内部事項に関する情報である。

(3) 条例第7条第1項第3号（審議・検討等情報）該当性

ア 別表項目番号10について

運営協議会は、事業期間が終了する平成29年度までを見据えた、経営改善の必要性や具体的な経営改善策について審議、検討を行っている。そのため、運営協議会における審議、検討等の過程は重層的、連続的なものとなっており、単年度事業計画及び改訂長期事業計画の策定が終了し意思決定が行われた後でも、当該審議、検討等に関する情報が公になると、県民の間に混乱を生じさせたり、次の意思決定又は将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある。

イ 別表項目番号17及び20について

平成20年11月26日の時点では、本件事業計画案は、大牟田リサイクル発電事業運営協議会幹事会（以下「幹事会」という。）において提示又は報告がなされた段階であり、ORP、県等における協議の対象となっていた。運営協議会で策定される以前の平成21年度単年度事業計画案及び平成20年度改訂長期事業計画案については、審議・検討等情報に該当するため、非開示とした。

(4) 条例第7条第1項第4号（行政運営情報）該当性

ア 別表項目番号10について

運営協議会においては、単年度事業計画及び改訂長期事業計画の実施に必要な第三者との契約に関する審議、検討等も行っており、当該審議、検討等に関する情報には、当該審議、検討等の結果を基に第三者との契約に向けた交渉の方針若しくは経過又は契約の締結に関するものも含まれている。

そのため、運営協議会での審議、検討等に関する情報が公になった場合、契約に向けた交渉又は契約の締結に当たって、組合等及び町に不利な内容となるおそれがある。

また、運営協議会の構成団体以外の第三者から情報の提供を受け、審議、検討等の対象としている事項についても、それらが公になった場合、第三者との信頼関係又は協力関係が著しく損なわれ、事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、非開示決定を行った。

6 審査会の判断

(1) 大牟田リサイクル発電事業について

ア 大牟田リサイクル発電事業の概要

大牟田リサイクル発電事業（以下「本件事業」という。）は、循環型社会の形成に向けた取組の一環として、RDF（ゴミ固形化燃料）を燃焼させる際に発生する熱エネルギーを効率よく回収し、発電することによって、電気エネルギーとして再利用することを目的とした事業である。

本件事業は、県、大牟田市、電源開発（株）などの出資によって設立されたOR

Pが、一部事務組合及び市（以下「組合等」という。）から、RDFを受け入れ、その焼却、発電を大牟田リサイクル発電所で行うものである。

本件事業の推進に当たっては、ORP及び組合等の間で、「RDFの供給及び処理委託に関する契約」を締結し、また、ORP、県、大牟田市、電源開発（株）、組合等及び関係町の間で、「RDFの供給及び処理委託に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結している。

本契約及び本協定に基づき、ORP、県、大牟田市、電源開発（株）、組合等及び関係町で構成する運営協議会及び幹事会を設置している。運営協議会の事務局は、ORPに置かれている。

運営協議会は、本件事業の事業計画の策定等を、幹事会は、運営協議会での検討に必要な業務を行っている。

イ 事業計画の策定について

運営協議会では、本件事業の事業期間を対象とした長期事業計画及び各年度の単年度事業計画を策定している。そして、毎年度、翌年度の単年度事業計画を策定するとともに、前年度までの実績及び翌年度の単年度事業計画等を反映させて、改訂長期事業計画を策定している。

単年度事業計画及び改訂長期事業計画の策定手続は、以下のとおりである。

- ① ORPが事業計画案を作成する。
- ② 幹事会を開催し、ORPが組合等に事業計画案を提示し、又は報告する。
- ③ 事業計画案について組合等から意見書が提出された場合、ORPと組合等で協議する。
- ④ 必要に応じ幹事会を開催し、事業計画案について組合等の合意を図る。
- ⑤ 運営協議会を開催し、委員全員の同意により事業計画を決定する。

なお、原則として、毎年度、事業計画策定手続に則り事業計画が策定されるが、これにより難しい場合には、本協定の締結者間の合意を得て期限を変更した上で事業計画を策定している。

ウ ORPと県との関係について

ORPは、「福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱」に基づき県の指導対象とされている県の外郭団体であり、ORPに対する県の出資割合は電源開発（株）と並び45.2%と最も大きく、県は補助金を7億円支出している。

県は、運営協議会及び幹事会の構成団体として、事業計画の策定やRDFの搬入量・品質に関する事項等の審議・検討等を行う他、参加組合の指導・調整を行うなどの役割を担っている。

(2) 本件文書の内容について

実施機関は、ORPの株主であり、また運営協議会及び幹事会の構成団体であるため、本件公文書1～8を取得したものである。

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、大牟田リサイクル発電事業に係る改訂長期事業計画（平成19年度に運営協議会において策定されたもの）であり、次の3つの部分で構成され

ている。

① **RDF搬入計画**

平成14年度から平成29年度までの各年度ごとの、各組合等のRDF搬入量及びその合計を記載したもの。

② **資金計画**

建設中及び平成14年度から平成29年度までの各年度ごとの、キャッシュフローの状況を記載したもの。

③ **損益計画**

平成14年度から平成29年度までの各年度ごとの、営業収入、営業費用、営業損益、営業外収入、営業外費用、経常損益、税引後当期損益、次期繰越損益等（一部については細項目を含む）の金額を記載したもの。

当該事業計画においては、建設中から平成18年度までの各年度については実績値を、平成19年度から平成29年度までの各年度においては計画値を記載している。

なお、実施機関は、運営協議会及び幹事会の構成団体であるため、幹事会での報告（6（1）イ②の段階）が行われたときに「改訂長期事業計画案」を取得している。

本件公文書の表題は「改訂長期事業計画（案）」となっているが、これは、幹事会での報告が行われたときに取得した「改訂長期事業計画案」が、運営協議会での決定（同⑤の段階）によって「改訂長期事業計画」となったものであり、実施機関はその後、新たに表題を「改訂長期事業計画」とする公文書を取得していないため、当該事業計画案を本件公文書としたものである。

イ 本件公文書2について

本件公文書2は、大牟田リサイクル発電事業運営協議会設置要綱であり、表題、本則、付則、別表第1、別表第2で構成されている。

別表第1及び別表第2の内容及び記録されている情報は次のとおりである。

	内 容	記録されている情報
別表第1	大牟田リサイクル発電事業運営協議会委員名簿	委員13名の所属団体名（市町村・組合名）、職名、氏名等
別表第2	大牟田リサイクル発電事業運営協議会幹事会名簿	幹事13名の所属団体名（市町村・組合名）、職名、氏名

ウ 本件公文書3について

本件公文書3は、RDFの供給及び処理委託に関する契約書であり、次の内容で構成されている。

[契約書]

文書の表題、本契約の締結年月日及び本契約の締結者
目次
前文、本則等

本契約の締結年月日、本契約の締結者の記名押印等
別紙1（長期事業計画の様式）
別紙2（RDF処理委託料算定書）
別紙3（単年度RDF処理委託契約の様式）
別表1（RDF搬入基準）
別表2（RDF測定項目）
別表3（長期事業計画の資金計画に定める事項）
裏表紙

エ 本件公文書4について

本件公文書4は、RDFの供給及び処理委託に関する協定書であり、次の内容で構成されている。

[協定書]

文書の表題、前文及び本則
本協定の締結年月日、本協定の締結者の記名押印等
別紙1（事業計画策定手続）
別紙2（事業計画策定スケジュール）
裏表紙

オ 本件公文書5について

本件公文書5は、平成17年度～平成19年度に開催された次表の8件の運営協議会の議事メモ等である。

公文書の名称	備考
① H17年度第1回運営協議会	
② H17年度第1回運営協議会議事メモ	
③ H17年度第2回運営協議会	
④ H18年度第1回運営協議会摘録	
⑤ 大牟田リサイクル発電事業運営協議会	H18年度第1回運営協議会の議事を記録したもの
⑥ H19年度第1回運営協議会メモ	
⑦ H19年度第1回運営協議会メモ	質疑応答の要旨を記録したもの
⑧ 大牟田リサイクル発電事業運営協議会	H19年度第1回運営協議会の議事を記録したもの

カ 本件公文書6について

本件公文書6は、平成20年6月30日に開催された大牟田リサイクル発電株式会社第10回定時株主総会議案書である。実施機関は、ORPの株主であることから、ORPより株主総会の開催前に本件公文書の送付を受けている。

本件公文書6は、次の5つの部分で構成されている。

① 文書の表題、開催日時、開催場所及び目的事項を記載したもの
② 第10期事業報告
③ 第1号議案（第10期貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の承認の件）
④ 第2号議案（取締役1名選任の件）
⑤ 第3号議案（監査役1名選任の件）

キ 本件公文書7について

本件公文書7は、平成20年度に運営協議会が策定する大牟田リサイクル発電事業に係る平成21年度単年度事業計画案であり、次の3つの部分で構成されている。

① R D F 搬入計画

平成21年度の各月ごと及び同年度の合計の、各組合等のR D F 搬入量及びその合計を記載したもの。

② 資金計画

平成21年度の各月ごと及び同年度の合計の、キャッシュフローの状況を記載したもの。

③ 損益計画

平成21年度の各月ごと及び同年度の合計の、営業収入、営業費用、営業損益、営業外収入、営業外費用、経常損益、税引後当期損益、次期繰越損益等（一部については細項目を含む。）の金額を記載したもの。

ク 本件公文書8について

本件公文書8は、平成20年度に運営協議会が策定する大牟田リサイクル発電事業に係る平成20年度改訂長期事業計画案であり、次の3つの部分で構成されている。

① R D F 搬入計画

平成14年度から平成29年度までの各年度ごとの、各組合等のR D F 搬入量及びその合計を記載したもの。

② 資金計画

建設中及び平成14年度から平成29年度までの各年度ごとの、キャッシュフローの状況を記載したもの。

③ 損益計画

平成14年度から平成29年度までの各年度ごとの、営業収入、営業費用、営業損益、営業外収入、営業外費用、経常損益、税引後当期損益、次期繰越損益等（一部については細項目を含む）の金額を記載したもの。

なお、建設中から平成19年度までの各年度については実績値を、平成20年度から平成29年度までの各年度においては計画値を記載している。

ただし、平成20年度の計画値は、平成19年11月30日に運営協議会が策定した平成20年度単年度事業計画及び平成19年度改訂長期事業計画にお

いて既に決定されていた計画値であるのに対して、平成21年度から平成29年度までの計画値は、平成20年11月26日の時点では、幹事会での提示又は報告がなされた段階（6（1）イ②の段階）であり、協議中の計画値であった。

その後、平成20年12月25日の運営協議会において平成21年度単年度事業計画及び平成20年度改定長期事業計画が策定されており、策定以降は決定された数値となっている。

（3）開示・非開示の判断

ア 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性

a 別表項目番号3及び9について

非開示とされた委員の職名及び氏名、幹事の職名及び氏名並びに出席者及び発言者の職名及び氏名は、特定の個人を識別できる情報であるため、個人情報に該当する。

また、当該非開示部分は、第1号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした判断は妥当である。

b 別表項目番号11について

非開示とされた取締役を選任しようとする者の生年月日、学歴及び略歴は個人に関する情報であり、既に開示している氏名と合わせて特定の個人を識別できる情報であるため、個人情報に該当する。

また、当該非開示部分は、第1号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした判断は妥当である。

c 別表項目番号12について

非開示とされた監査役を選任しようとする者の生年月日及び学歴は個人に関する情報であり、既に開示している氏名等と合わせて特定の個人を識別できる情報であるため、個人情報に該当する。

また、当該非開示部分は、第1号ただし書のいずれにも該当せず、非開示とした判断は妥当である。

イ 条例第7条第1項第2号（事業情報）該当性

a 別表項目番号1、15及び18並びに2、16及び19について

別表項目番号1、15及び18で非開示とされた情報は、平成19年度改訂長期事業計画及び平成20年度改訂長期事業計画案並びに平成21年度単年度事業計画案中の「資金計画」と題する部分全体であり、建設中及び平成14年度から平成29年度までの各年度ごとの、キャッシュフローの状況を記載したものである。

項目の欄には、「元利金返済充当可能キャッシュフロー」、「借入金元利金返済」、「DSCR」等、キャッシュフローに係る項目名が記載されている。

各年度の下欄には、各項目ごとのキャッシュフローの数値が、それぞれ年度毎に記載されている。

実施機関は、別表項目番号1、15及び18（資金計画全体）をORPの営業上のノウハウに関する情報であるとして、さらに別表項目番号2、16及び19

(借入金の元本返済、支払利息・保証料、DSCR等に係る項目及びそれぞれの年度ごとの数値)を、ORPに貸付を行っている金融機関等の営業上のノウハウに関する情報でもあるとして非開示としている。

まず、別表項目番号1、15及び18から検討する。

別表項目番号1、15及び18の部分には、ORPの事業計画のうち、資金計画全体に係る情報が記載されている。

ORPは県の外郭団体であり、高い出資比率や補助金の支出等を通じて県と密接な関係を有しており、本件事業の公共性・公益性が高いことから、本件事業計画については広く情報の開示が求められている。

また、事業計画のうち、「RDF搬入計画」及び「損益計画」については既に開示がなされており、「資金計画」についてのみ、これらの情報と取扱いを変え非開示とすべき特段の理由は認められない。

次に、別表項目番号2、16及び19について検討する。当該部分には、DSCRやDSCRを算出するのに必要な数値(借入金に係る支払利息・保証料等、元本返済等)が記載されている。

実施機関によると、DSCRとは、資金計画中の「元金返済充当可能キャッシュフロー」を「借入金元金返済額」で除した数値のことで、金融機関がプロジェクトファイナンスを行う場合、事業会社は一定のDSCRを維持するよう求められるのが一般的であり、DSCRをいくりに設定するかは、金融機関が融資対象となる事業の安全性をどう評価しているのかを表すものであって、その設定には金融機関のノウハウが大きく影響していると説明している。

しかしながら、本件公文書1、7及び8に係るDSCRは、ORPが県の外郭団体ということから、本件事業が安定的に推移することを前提とした数値の設定がなされており、当該情報の開示が当該金融機関等の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認めることができない。よって、DSCR及びDSCRを算出するのに必要な数値は開示すべきである。

なお、別表項目番号2、16及び19の項目中には、ORPに貸付を行っている金融機関等の名称が記載されているため、当該金融機関等の名称については、次の6(3)イbにおいて併せて判断するものとする。

b 別表項目番号4について

非開示とされた情報は、ORPが融資を受けている金融機関等の名称である。これらは、RDFの供給及び処理委託に関する契約書、定時株主総会議案書、改訂長期事業計画案、単年度事業計画案、長期事業計画の様式及び長期事業計画の資金計画に定める事項中に記載されている。

実施機関によると、当該金融機関等の名称は公表していないとのことで、定時株主総会議案書の中には当該金融機関等の名称の記載があり、株主は当該議案書入手するため、当該金融機関等の名称を知りうる立場にあるが、一般には公になっていない情報である。

ORPがどこから融資を受けたか、また、どこがORPに融資を行っているか

については、ORP及び金融機関等の信用に関する情報であり、内部事項に関する情報である。

しかし、ORPについては、県との密接な関連性やORPが行う事業の高い公益性、公共性からすると、社会通念上非公開とする必要があるものとまでは認められない。

また、当該金融機関等については、県が出資している外郭団体に対し貸付を行っていること自体が、当該金融機関等にとって競争上の地位その他正当な利益を害するものとまでは認められない。よって、当該金融機関等の名称については開示すべきである。

c 別表項目番号5及び6について

非開示とされた情報は、RDFの供給及び処理委託に関する契約書の別紙1「長期事業計画の様式」中の資金計画の項目名並びに同契約書の別表3「長期事業計画の資金計画に定める事項」中の項目名及びその算出方法である。項目名は前述の別表項目番号1、15及び18中の項目名と重複する情報で、算出方法も別表項目番号1、15及び18中の項目のいくつかを計算式に整理したものであって、別表項目番号1、15及び18の項目の並び方等から推測可能な内容であるので、これらを開示することによりORPの競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認められない。

なお、別表項目番号5及び6の項目及び算出方法の中には、ORPに貸付を行っている金融機関等の名称が記載されているが、これらについては、6(3)イbと同じ理由により、開示すべきである。

d 別表項目番号7及び8について

非開示とされた情報は、ORP代表取締役会長印影及び電源開発(株)代表取締役印影であり、当該情報は当該法人にとって取引上重要な情報であって、公開することで悪用されるおそれもあるなど、事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、第2号に該当するため、非開示とした判断は妥当である。

e 別表項目番号13について

非開示とされた情報は、借入先、借入先ごとの借入金残高及び借入先が保有する当社株式(持株数及び議決権比率)であり、当該情報がORP及び借入先法人の内部事項に関する情報である点是否定できないが、6(3)イbと同じ理由により、これらについても開示すべきである。

f 別表項目番号14について

非開示とされた情報は、電源開発(株)との取引に関する情報のうち、事業上の関係、取引の内容、取引金額、科目、期末残高及び取引の内容に係る注記である。当該情報は、ORP及び電源開発(株)の内部事項に関する情報である点是否定できないが、6(3)イbと同じ理由により、これらについても開示すべきである。

ウ 条例第7条第1項第3号(審議・検討等情報)該当性

a 別表項目番号10について

運営協議会は、ORP、県、大牟田市、電源開発（株）、組合等及び関係町で構成されており、運営協議会での審議は県と他の地方公共団体相互間の審議、検討、協議に関する情報に該当するため、非開示とした情報に関し、条例第7条第1項第3号（審議・検討等情報）該当性について検討する。

非開示とされた議事メモ等は、平成17年度から19年度に開催された運営協議会の議事を収録したもので、灰処理費の増額、RDF処理委託料の増額、増額によって生じる関係者の責任、増資及び事業計画等に関する出席者の発言が記されている。

当該議事メモ等には、以後の運営協議会において継続して取り上げられ検討される情報が含まれているが、出席者の発言を一言一句、詳細に記した内容ではなく、前後のつながりや発言の前提となる事項等が省略されたメモとしての性格が強く、出席者の発言を十分に再現したものではないことがうかがわれる。

したがって、そのような情報が公になると、県民の間に混乱を生じさせたり、次の意思決定又は将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められるため、議事メモ等の部分は審議・検討等情報に該当する。

よって、非開示とした判断は妥当である。

また、本件非開示情報については、第3号に該当し非開示が妥当であると認められるため、第4号該当性については、判断を行う必要はない。

b 別表項目番号17及び20について

非開示とされた平成21年度単年度事業計画案及び平成20年度改訂長期事業計画案（平成20年度に改訂した部分）は、本件決定4が行われた平成20年12月11日時点では協議中の計画値であり、審議・検討等が行われている過程の情報に該当する。しかしながら、これらの情報を開示することにより、どのような影響があるのかについて、実施機関の主張には具体性がなく、単に審議・検討等情報に該当すると述べているだけであり、これらの情報を開示することにより県民の間に混乱を生じさせたり、次の意思決定又は将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるとは認められない。

よって、これらについては開示すべきである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。